

未償却残額の撤廃で 定率法の率が吹き飛んだ

未償却残存割合制度の撤廃は平成19年の税制改正での減価償却制度についての画期的な改正です。

いままでは法定耐用年数経過時点で、未償却額が丁度10%残るように仕組みれていました。これからは、それがゼロになるとのことです。

定率法の償却率は耐用年数をn年とすると $1 - (0.1)^{\frac{1}{n}}$ という算式で求められます。ここにある0.1というのが未償却残存割合10%の意味なので、残存割合の制度撤廃ということになると、0.1はゼロに置き換えられることであり、 $1 - (0)^{\frac{1}{n}}$ という算式になり、答えは常に償却率100%になってしまいます。制度改正で

定率法の償却率算出計算がなくなりたなくなりました。

それに対して、定額法の償却率は耐用年数をn年とすると、 $\frac{1}{n}$ という算式で求められますので、残存割合の制度撤廃はこの償却率算出計算に影響はありません。

それで今後は、定率法は旧来のようなオリジナルな償却率をもてないので、次善の策として定額法の率を借用してそれを2.5倍して定率法の率とすることになります。

なお、無形固定資産は従来から未償却残存価額がゼロとされていたので、当初から定率法の適用の余地は原理的にありませんでした。

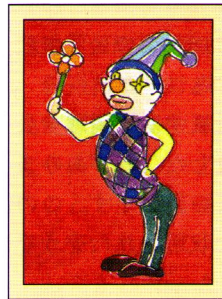
ところで、未償却残存割合がゼロでも10%でもない

ものがあります。それは生物です。少ないものは5%、多いものは50%とされていてまちまちです。ちなみに、牛は用途により10%から50%、馬も用途により10%から30%、豚は30%のみ、綿羊・山羊、果樹その他の植物は5%のみになっています。

法定耐用年数経過時点で、未償却額が50%などというものも、この度の制度撤廃できれいに一律ゼロになってしまうのか、と少し気になりますが、例外なくそうなります。

残存割合の高い農耕用や運搬用の牛馬などすでに存在しないこと、それに、牛・馬の場合、残存価額は、残存割合を乗じて出した値と10万円とのいずれか少ない金額とするとも規定されていますので、計算すると、結果的に必ずしも高い割合にはならないからです。

4月、新事業年度のスタートです。改正税法の施行も原則4月からです。学校の新学年も4月ですが、世界では珍しく、ほとんどの国が9月か10月を新学年のスタートにしています。当初、大学や旧制高校も9月からでしたが、官庁の会計年度にサイクルを合わせたようです。桜咲く4月の入学が日本人の心情に合っているのでしょうか。5日清明、20日穀雨。



物を知るには
これを愛せねばならぬ。
物を愛するには
これを知らねばならぬ。

(哲学者 西田幾多郎)

4月の税務メモ

(国 税)	10日	(地方税)
○ 3月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	16日	○ 3月分個人住民税特別徴収分の納付
○ 2月決算法人の確定申告	5月1日	○ 給与支払報告書の異動の届出
○ 8月決算法人の中間(予定)申告	"	○ 2月決算法人の確定申告
	"	○ 8月決算法人の中間(予定)申告
	"	○ 非課税法人の住民税均等割の申告
	<small>(地方条例による)</small>	○ 軽自動車税の納付
		○ 固定資産税、都市計画税の納付
		○ 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。